

令和7年12月19日

一般財団法人宮城県教職員互助会会員の皆様へ

「リフレッシュ実施利用券」・「図書引換券」について

令和8年度から「みやぎポイント」を付与する方法に移行します。

項目	令和8年度から	令和7年度まで
事業名	リフレッシュ・文化活動支援	リフレッシュ実施利用助成 図書引換券の配布
ポイント (金額)	「みやぎポイント」1万2千ポイント*付与 *1ポイント1円として利用	「リフレッシュ実施利用券」6千円分配布 「図書引換券」6千円分配布
利 用	「みやぎポイント」参加登録事業者 (令和7年12月1日時点 2,198事業者)	教職員互助会が契約する事業者 (リフレッシュ実施利用券:210事業者、 図書引換券:89事業者)
代替措置	「みやぎポイント」を利用しない会員には、 ポイントに代えて相当額の金券を配布 (1) ギフトカード 6,000円分 図書カード NEXT 6,000円分 又は (2) ホテル白萩専用利用券 6,000円分 図書カード NEXT 6,000円分	

【「リフレッシュ・文化活動支援」事業への移行に当たって

- 毎年度4月初旬に、「みやぎポイント」、上記の「代替措置(1)」又は「代替措置(2)」のうち、
いずれを希望するか、会員の意向を確認

注) 1 「みやぎポイント」の付与は、4月1日時点の一般会員（新規採用職員も含む）が対象となります。臨時の任用職員、再任用職員、4月2日以降採用となった新規採用職員には、当該ポイントの付与に代え、別途、金券を配布します。

2 「みやぎポイント」を利用するには、「ポケットサイン」のインストールと「マイナンバーカード」が必要となります、「みやぎポイント」を利用しない場合は代替措置を希望することも可能であり、会員に対して「マイナンバーカード」の取得を求めるものではありません。

【「みやぎポイント」を利用する方】

- スマートフォン（NFC 対応）にデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」をインストール
- 5月下旬、「ポケットサイン」内で「教職員互助会登録（ミニアプリ）」を登録
- 利用者の登録申請を行い、手続が完了すると「みやぎポイント」に1万2千円分のポイントを付与

【「みやぎポイント」を利用しない方】

- 下記の方には、ポイント相当分の**金券を配布**します。
- 「スマートフォン（NFC 対応）」や「マイナンバーカード」をお持ちでない方や、「みやぎポイント」の利用を希望しない方
- 当該年度 4 月 1 日時点で一般会員でない方（臨時的任用職員、再任用職員、4 月 2 日以降採用の新規採用職員等）

【デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」のインストール】

- お持ちのスマートフォンにデジタル身分証アプリ「ポケットサイン」をインストールする方法は、「みやぎポイント総合サイト」を参照願います。

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho/miyapo.html>

お問い合わせ先 一般財団法人宮城県教職員互助会

電話：022-211-3678 E-mail：hukurg-1@pref.miyagi.lg.jp